

役員及び評議員の報酬等に関する規程

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・評議員会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「この法人」という。)の定款第18条及び第34条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員に対しては、職務執行の対価として別表「常勤役員の報酬表」により報酬を支給することができる。支給額は代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

(費用)

第4条 役員に対しては、別に定める「役員等に係る費用の支払いに関する規程」に基づきその職務の遂行に当たって負担する費用を支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に

定めるものとする。

附則 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき公益認定を受けた日から施行する。

(別表) 常勤役員の報酬表

	月額 (円)
第1号	100,000
第2号	200,000
第3号	300,000
第4号	400,000
第5号	500,000